

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛心会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規程に基づき役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員・第三者委員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外のものをいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、つぎのとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額)

(1) 非常勤の役員等の報酬は次のとおりとする。

① 理事

理事会等会議への出席	日額	5, 157円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額	5, 157円

② 監事

理事会等会議への出席	日額	5, 157円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額	5, 157円

③ 評議員

評議員会等会議への出席	日額	5, 157円
-------------	----	---------

上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額	5, 1 5 7 円
④ 第三者委員会		
子どもの声委員会（第三者委員会）への出席	日額	5, 1 5 7 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額	5, 1 5 7 円

（報酬等の支給方法）

第4条 常勤の理事においては職員給与規定によるものとする。非常勤役員等に対する報酬は、理事会又は評議委員会・第三者委員会への出席・法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

（公表）

第5条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を得て、別に定める。

（改廃）

第7条 この規程に改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成31年1月1日より施行する。